

はじめに

第4次産業革命とも呼ぶべきIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)等による技術革新は従来にないスピードで進行し、経済界や産業界、そして消費者の行動に変化をもたらしています。このような状況下において日本企業が競争力を維持・強化するためには、各企業がこの技術革新を的確に捉えて付加価値の高い財・サービスを生み出すことが重要です。

そのための税制面の支援として、平成29年度税制改正において研究開発税制の範囲が拡充され、これまでの「モノ作り」中心の研究開発に加えて、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」が新たに追加されました。

EYでは、「サービス開発」を活用するためのサービスを提供します。

サービス開発とは

「試験研究費の税額控除」の対象となる「サービス開発」とは、ビッグデータや人工知能(AI)、IoT等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発とされています。

具体的には、以下のような研究開発の手法に基づく「サービス開発」が対象となります。

観測

センサー等を活 用して、自動的に 様々なデータを 収集

分析

専門家が、AI等の 情報解析技術によってデータを分析

設計

データ分析によっ て得られた一定の 法則性を利用した 新たなサービスを 設計

適用

当該サービスの 再現性を確かめる

【具体例】

サービス開発の具体例として、次のものが経済産業省から公表されています。

自然災害予測	ヘルスケア	農業支援	観光
サービス	サービス	サービス	サービス
ドローンにより山地の 地形や土砂、降雪状況 等を収集・分析して 的確な自然災害予測 を提供	ウェアラブルデバイス により個人の健康状態を細かく収集・分析 して健康維持サポート 情報を配信	センサーにより農地 の温度や湿度等を細 かく収集・分析して効 果的な農作業情報を 配信	ドローンや人工衛星に より自然界や生態系 情報等を細かく収集・ 分析して観光情報(オ ーロラやクジラが見ら れる等)を配信

試験研究費に係る税額控除額の 拡大可能性

研究開発税制は、 「モノ作り中心」 という先入観にと らわれていませ んか?

- ▶ ビッグデータやAI等を活用した取組みが ある場合、「サービス開発」に該当する可 能性があります
- これまでの先入観にとらわれず、「サービ ス開発」にあたる研究開発活動がないか 見直してみることが必要です

「サービス開発」 以外の視点から も確認を行って いますか?

- ▶ 本取組みが、結果的に「サービス開発」に 該当しないものであったとしても、そこに 「技術の改良や考案、発明」という要素が あれば、従前の研究開発税制における試 験研究費に該当する場合があります
- ▶「サービス開発」以外の視点からの見直し も有用です
- 「サービス開発」 は、サービス業の みが対象と考え ていませんか?
- ▶ 近年のIoT化により、製造業とサービス業 の境界は薄れつつあります。製造業にお いても、ビッグデータ等を活用して、製品 と連動したサービス開発の取組みがある 場合には、本制度の適用可能性があり ます

「サービス開発」の適用に備えた 税務リスク管理

税務ポリシーの策定

- 税額控除の対象となるサービス開発に係る試験研究費は、対価を 得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する 一定の費用で損金の額に算入されるものとされています。
- 「サービス開発」に該当する試験研究費の範囲や損金算入タイミ ング等について税務ポリシーを定めることで、社内処理の統一化 が図られ、税務調査時のリスク低減に役立ちます。

集計プロセスの構築

税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出期限まで に、試験研究費の額を集計する必要があります。予め集計プロセス を構築しておくことで、集計ミスが防げるとともに、効率的な作業 が可能になります。

サポート概要

EYでは、平成29年度税制改正に伴う研究開発税制の拡充を機に、適用関係の見直しを予定し ている企業をサポートします。

	各フェーズに	現状分析 フェーズ	体制整備 フェーズ	コンプライアンス フェーズ	
ı	おけるサポート 概要	▶ 貴社の研究開発活動 の概要の調査	税務ポリシーの策定集計プロセスの構築	▶ 決算及び確定申告書 の作成又はレビュー	
	ポイント	 現状分析により、研究開発税制の適用にきます これまで研究開発税制の適用を開発形式の適用を開発活動できます 貴社の研究開発活動が「サービス開発」に該当する場合には、対策を開め拡大が期待できます 	 ■ 試験研究費の範囲や 損金算入時期に関する 税務ポリシーを定める ことが税務調待でき リスク低減が期待でき リスク低減が期待でき ■ 税務ポリシセレのを ・ 税務計に即した 集計に用の整備)に り、可能になり、可能になり、可能になり、可能になり、可能になり、対象性の対象となると が可能になり、対象が可能となる は、対象であること を疎明するである。 ■ 税額控除の対象となると を疎明するである。 ■ 税額控除のする は、対象がである。 	 税額控除の対象とした 試験研究費の額及び 税額控除額の計算 結果の妥当性を確認し ます 管理体制及び保存されている疎明資料を確認します 	Contact 本サービスに関するご覧いましたら、下記までお問 EY税理士法人 ブランド、マーケティングアン! tax.knowledge@jp.ey.com

質問·ご意見等がござ 問い合わせ下さい。

バ コミュニケーション部

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野におけ る世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市 場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に 応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライ アント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワー り、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立し た組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会 社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取 引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団で す。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、 変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援す ることで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved. Japan Tax SCORE 20170609 ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なア ドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利 用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必 要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp